

**○議案第 15 号 守口市手数料条例及び守口市建築基準法施行条例の一部を
改正する条例案**

□□□審議経過□□□

＝総務建設委員会委員長報告＝

ご報告申し上げます。

本案は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正により、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない建築物の規模要件が拡大され、これに伴い、手数料に関する規定を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

本委員会といたしまして審査を行いました結果、特段の異論もなく、満場一致をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、委員長報告といたします。